

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱案について

1 「教育大綱」とは

- 地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針。
- 総合教育会議における市長と教育委員会との協議・調整に基づき、「教育振興基本計画」の内容を参酌して定める。
- 大綱の策定及び改定については、あらかじめ総合教育会議において協議する必要がある。

「教育振興基本計画」とは

- 国・地方公共団体のそれぞれが教育に関する基本的な方針として決定
- 甲州市では、「第2次甲州市教育振興計画」を平成30年3月に策定しているが計画期間が平成30年度から令和4年度までの5年間となっているため、現在第3次計画を策定中

関係法令条文（抜粋）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3

第1項 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

第2項 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとする。

教育基本法第17条

第1項 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

第2項 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 大綱策定・改定の経過

- 平成 27 年度 大綱策定時（平成 27 年 6 月 9 日 総合教育会議）
 - ・教育振興基本計画の第 1 章「総論」第 3 節「甲州市の教育が目指す姿」が教育基本法第 17 条に規定する基本的な計画の考えと合致する。
 - ・**教育振興基本計画**の計画期間中である（平成 25 年度～平成 29 年度）**参考資料 2**
→教育振興基本計画第 1 章第 3 節を大綱と位置づけることに決定。
計画期間は教育振興基本計画と同じく平成 29 年度までとした。

- 平成 29 年度 大綱改定時（平成 29 年 5 月 25 日 総合教育会議）
 - ・**現在の大綱**に掲げている理念・目標・施策の方針は普遍的である。**参考資料 1**
→引き続き同内容を大綱と位置づけ、計画期間と序論のみ変更した。期間は、策定時と同様に第 2 次教育振興基本計画に合わせ、令和 4 年度までとした。
 - ※**第 2 次教育振興基本計画**は、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間の計画で、平成 30 年 3 月に策定された。大綱改定は平成 29 年 5 月だが、基本理念、基本目標、重点施策の基本方針 2 まで、施策項目については 7 まで、第 1 次甲州市教育振興基本計画と同じ内容となっている。**参考資料 3**

3 大綱改定の方針

- 第 1 回総合教育会議において「大綱改定の方針」について、「現大綱に掲げる理念・目標・施策の方針は普遍的であるという考えから、同内容を基本としつつも、社会情勢の変化等を踏まえ見直しをする」こととさせていただいた。
- 今までの経過においては、上記のとおり教育振興基本計画の総論部分を大綱として位置付けてきた。
- 本年度は、同計画について**第 3 次計画**を策定している。**資料 2**
- 教育委員会においてご承認をいただく前ではあるが、第 3 次甲州市教育振興基本計画（案）の内容を見ると、**中間見直しを行った甲州市総合計画**の基本目標及び基本施策との整合性がとれ、さらに発展させるものとなっている。**資料 3**
- また、教育大綱の内容は、目標や施策の方針について定めるもので、詳細な教育施策や事業、取り組みまで定めることとはされていない。

⇒上記を踏まえ、第 3 次甲州市教育振興基本計画の基本理念、基本目標及び基本方針を、次期甲州市教育大綱とすることが適切と考え、改定の方針とする。

甲州市教育大綱（案）

（令和5年度～令和9年度）

令和5年__月__日制定

1 序論

本市は、第2次甲州市総合計画において目指す将来像を「豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち 甲州市」と定め、その実現に向け各種施策を展開しています。教育分野においては「心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり」を目標に掲げ、次代を担う人材の育成と、年齢を問わずだれもがともに学び育て合う、甲州市らしい地域文化の創造に向け、取り組みを進めているところです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）によると、地方公共団体の長は、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針として、教育大綱を定めるものとされています。本市においては、上記将来像及び目標を基本としつつ、以下に定める基本理念等を大綱として定め、今後5箇年の教育振興に取り組んでまいります。

2 基本理念

市民一人ひとりが、豊かな心を育み、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができる礎となるために、教育の果たす役割は極めて大きいものがあります。

本市では、学校や社会のそれぞれの場において、ともに学び、学びをとおして、家庭と地域と学校など社会全体が、それぞれ支えあい、市民が生涯を通じて生きがいをもって学ぶことができる社会づくりに取り組み、学びの成果を高めあうことのできる教育の実現を目指して、甲州市教育大綱における基本理念を以下のとおり定めます。

「人・自然・ふるさとを愛する 甲州教育」

3 基本目標

甲州市が目指す教育の基本理念を実現するため、今後実践していく教育施策の柱となる基本目標を次のとおり設定します。

○基本目標1

「たくましく 心豊かな人づくり」

子どもたち一人ひとりの個性を大切にし、ふるさとに対し愛着と誇りを持ちながら、社会生活に必要な知識や技能を習得し、地域に生きる人間として、親の思いや気持ちをしっかり受け止め、自らの生きる道は自らの判断でしっかり見定め、社会でたくましく生きていくための力を身に付け、知・徳・体の調和がとれた児童・生徒の育成を目指します。

○基本目標 2

「ともに学びあい ともにふれあい ともに支えあい」

市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、だれでもが主体的に学ぶことができ、市内の多彩な人材や生涯学習施設、文化財など豊富な学習資源を活かしながら、スポーツ・文化芸術活動も積極的に支援し、その学習成果を様々な場で活かすことができる、すべての市民が生涯にわたって心豊かな人生を送るための生涯学習の実現を目指します。

4 基本方針

基本目標を達成するため、次の4つの基本方針を定めます。

○基本方針 1

「義務教育の充実」

学習指導要領が目指す、変化の激しい社会において自ら課題を見つけて、考え、判断して行動できる力（知）、思いやりや感動する心など豊かな人間性（徳）、たくましく生きるための健康や体力（体）を身に付けるため、デジタルとリアルな体験を組み合わせ、子どもたちが、自ら選択・決定し、行動することを大切にした「子ども主体の学び」づくりに取り組みます。

○基本方針 2

「生涯学習の推進」

人生100年時代において、誰一人取り残されることなく、暮らしの質を高め、生きがいを感じ、豊かな人生を送ることができる社会を目指すため、生涯学習の機会の充実を図り、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者と学び、認め合うことで相互のつながりを形成していくための社会教育に取り組みます。

○基本方針 3

「読書活動の推進」

図書館が、利用者の多様なニーズに応じた資料収集を図ることで、誰もが本に親しみ、知識を深め、暮らしの課題解決や地域づくりに貢献し、生涯にわたって学び続けられる知的インフラとして、また、情報拠点として活用されるよう取り組みます。

○基本方針 4

「文化財の保護と活用」

市民が身近な文化財の魅力に触れることができる機会の創出や、文化財に関する情報発信など、より多くの市民が文化財への関心を高める環境づくりと、文化財の調査

研究や保存・伝承のための支援などを継続的に行い、文化財を確実に未来に保存・継承するための取組に努めます。